

上富田町再犯防止推進計画



令和6年11月
上富田町

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目標
- 3 計画の位置づけ
- 4 支援の対象者
- 5 計画の期間

第2章 再犯防止を取り巻く状況

再犯防止を取り巻く状況

- (1) 再犯者数及び再犯者率の状況
- (2) 出所受刑者の再入所状況

第3章 基本方針と重点課題

- 1 基本方針
- 2 重点課題

第4章 取組事項

- 1 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保
 - (2) 住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進
 - (1) 高齢者または障害のある者への支援
 - (2) 薬物依存を有する者への支援
- 3 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援
- 4 広報・啓発活動等の推進

第5章 資料等

- 1 用語解説
- 2 再犯の防止等の推進に関する法律

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

犯罪は決して許されない行為であり、犯罪をした者が同じ過ちを二度と繰り返すことがないよう社会の一員として自立した生活を送るための支援が必要です。

近年、犯罪をした者の中には、「安定した仕事や住居がない」、「高齢で身寄りがない」、「障害または依存症がある」、「十分な教育を受けていない」など、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が多く存在し、これら様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって行う必要性が指摘されています。

このような情勢の中、平成28年12月に「再犯防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

これを受け、和歌山県においても令和3年5月に「和歌山県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本町においても「上富田町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

2 計画の目標

再犯防止推進法及び再犯防止推進計画に基づく国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした者等だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定しています。

4 支援の対象者

本計画における支援の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者または非行少年もしくは非行少年であった者）とし、微罪処分、起訴猶予、罰金・科料を受けた者、刑の執行猶予者等を指します。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

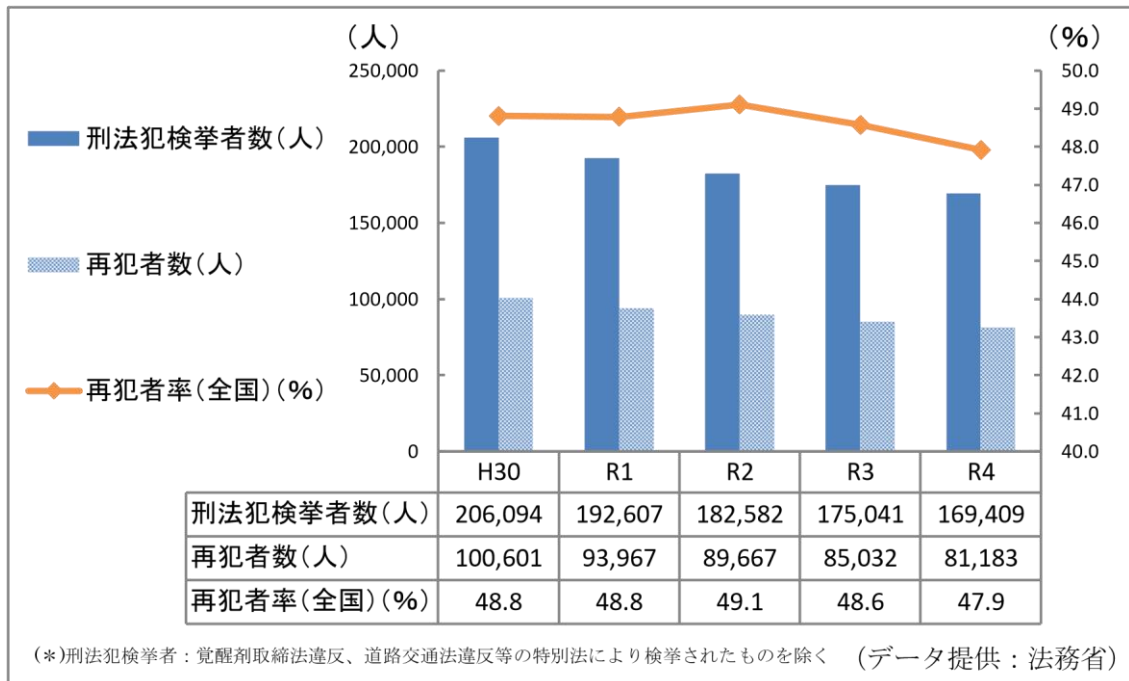
なお、社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

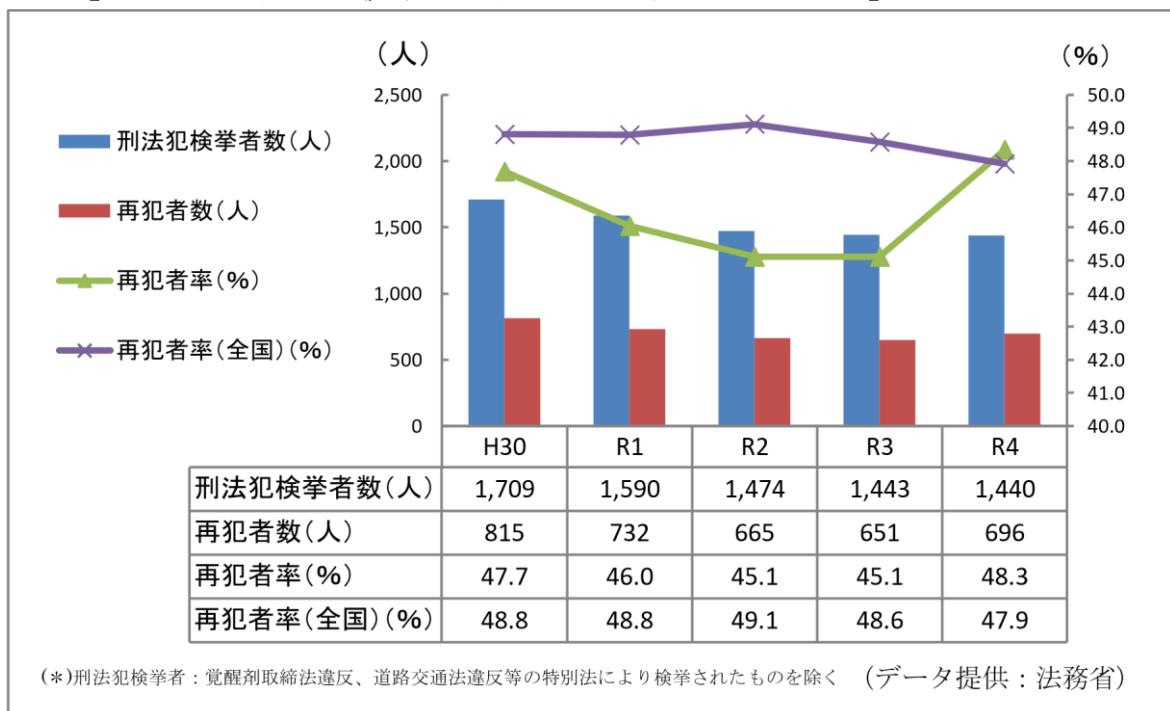
1 再犯防止を取り巻く状況

(1) 再犯者数及び再犯者率の状況

【全国の刑法犯検挙者(*)中の再犯者数及び再犯者率】

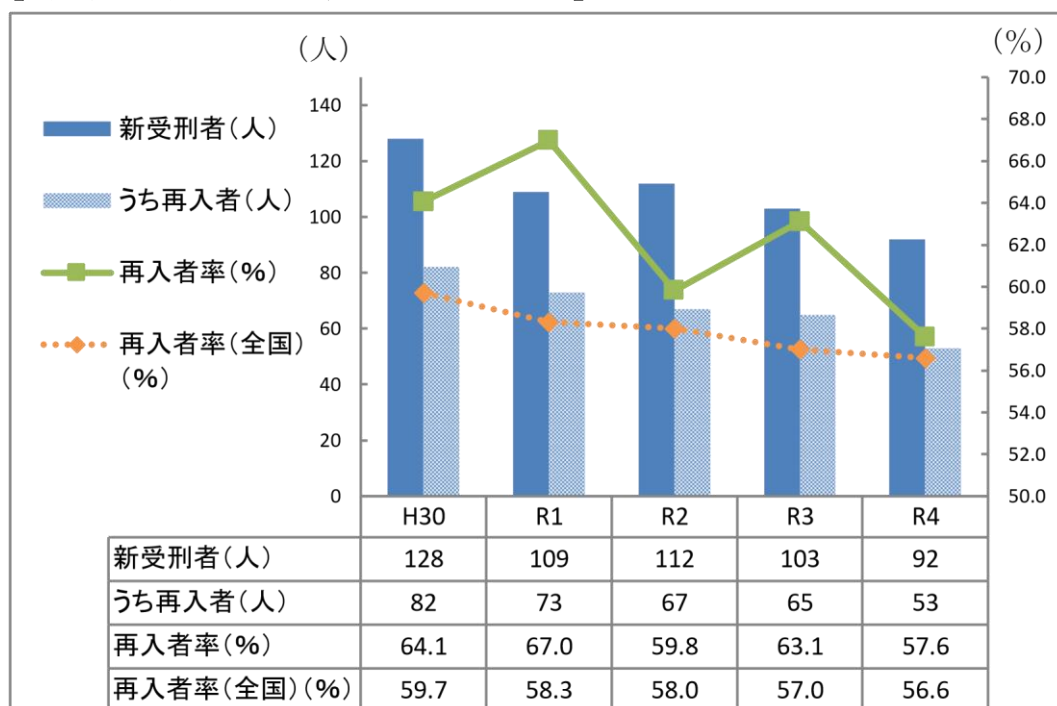


【和歌山県の刑法犯検挙者(*)中の再犯者数及び再犯者率】



(2) 出所受刑者の再入所状況

【新受刑者中の再入者数^(*)及び再入者率】



(*) その年に新規入所した者で再入所にかかる犯行時の居住地が和歌山県の者

(データ提供：法務省)

【出所受刑者の2年以内再入者数及び再入者率】

年 次		H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年
全出所受刑者 (人)		21,998	21,032	19,953	18,923	17,793
全 国	2年以内再入者数(人)	3,712	3,396	3,125	2,863	2,515
	2年以内再入率(%)	16.9	16.1	15.7	15.1	14.1
和歌山県 ^(*)	2年以内再入者数(人)	19	19	22	23	23

(*) 再入所に係る犯行時の居住地が和歌山県である者の統計

(データ提供：法務省)

【出所受刑者の前刑罪名別 2 年以内再入者数等】

年 次			H29	H30	R1	R2	R3
全国	窃 盗	出所受刑者数(人)	7,265	6,770	6,663	6,441	6,193
		2年以内再入者数(人)	1,663	1,477	1,450	1,290	1,226
		再入率(%)	22.9	21.8	21.8	20.0	19.8
	覚醒剤取締法違反	出所受刑者数(人)	6134	5,982	5,367	5,008	4,531
		2年以内再入者数(人)	1061	957	846	776	581
		再入率(%)	17.3	16.0	15.8	15.5	12.8
	傷害・暴行	出所受刑者数(人)	1065	1,057	955	943	815
		2年以内再入者数(人)	164	176	146	116	114
		再入率(%)	15.4	16.7	15.3	12.3	14.0
	性犯罪	出所受刑者数(人)	643	653	630	536	461
		2年以内再入者数(人)	53	55	40	27	38
		再入率(%)	8.2	8.4	6.3	5.0	8.2
和歌山県 (*3)	窃盗	2年以内再入者数(人)	5	6	9	13	13
	覚醒剤取締法違反		11	7	9	4	5
	傷害・暴行		0	0	2	1	2
	性犯罪		0	1	0	0	0

(*3) 再入所にかかる犯行時の居住地が和歌山県である者の統計 (データ提供：法務省)

第3章 基本方針と重点課題

1 基本方針

再犯防止推進法第3条の「基本理念」及び国の再犯防止推進計画、和歌山県再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関などと連携を図り、再犯防止に取り組めます。

2 重点課題

本町では、和歌山県の再犯防止推進計画を勘案し、重点課題に取り組むべき6つの課題を設定し、犯罪をした者等の立ち直りを支援して町民が安全・安心な生活ができる社会の実現を目指し、再犯防止施策を総合的に推進します。

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ④ 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 関係機関の職員等に対する専門的教養の実施

第4章 取組事項

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

令和4年に刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者の割合は全国で72.7%であり、和歌山県居住者においても75.5%という状況である。

また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっていることから、就労先を確保するための支援に取り組みます。

【再犯時に和歌山県に居住していた令和4年中の新受刑者のうち、無職であった者の割合(学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く)】

	再入所者	無職者	割合
和歌山県	53 人	40 人	75.5%
全 国	8,180 人	5,943 人	72.7%

(データ提供：法務省)

【具体的施策】

○ 関係機関との連携

- ・ 和歌山就労支援事業者機構、ハローワーク等と連携しながら就労の確保に向けた取り組みを行います。

(総務課)

○ 就職に向けた相談・支援等の充実

- ・ 田辺市に所在する「若者サポートステーション WithYou」を拠点に若者に関するあらゆる相談への対応と、無業の若者への職業的自立支援を地域の支援ネットワークを活用しながら実施します。

(総務課)

○ 生活困窮者に対する相談支援等

- ・ 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、福祉課と連携し、犯罪をした者等の生活安定（生活保護（生業扶助））を図ります。

(総務課・福祉課)

(2) 住居の確保

【現状と課題】

令和4年中に全国の刑務所を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先の確保ができずに出所したものは15.6%となっており、適切な帰住先の確保は、再犯防止の観点からも重要です。

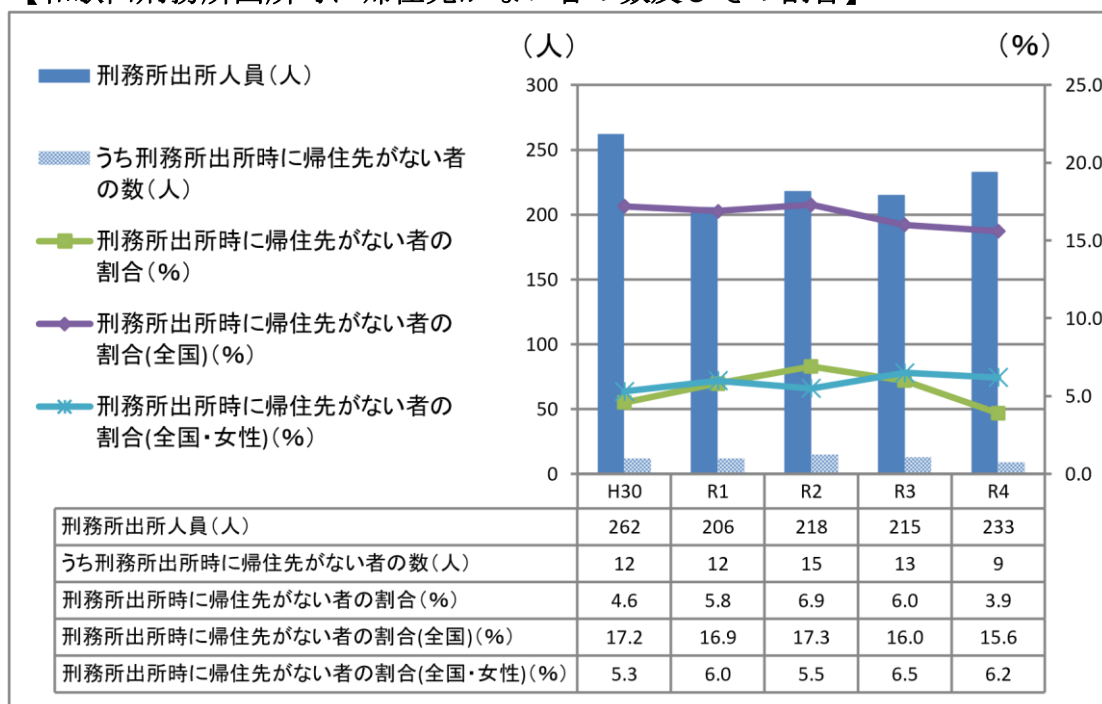
国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保等、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を実施しています。

また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めています。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうち約4割が適当な帰住先が確保されていないまま出所しています。

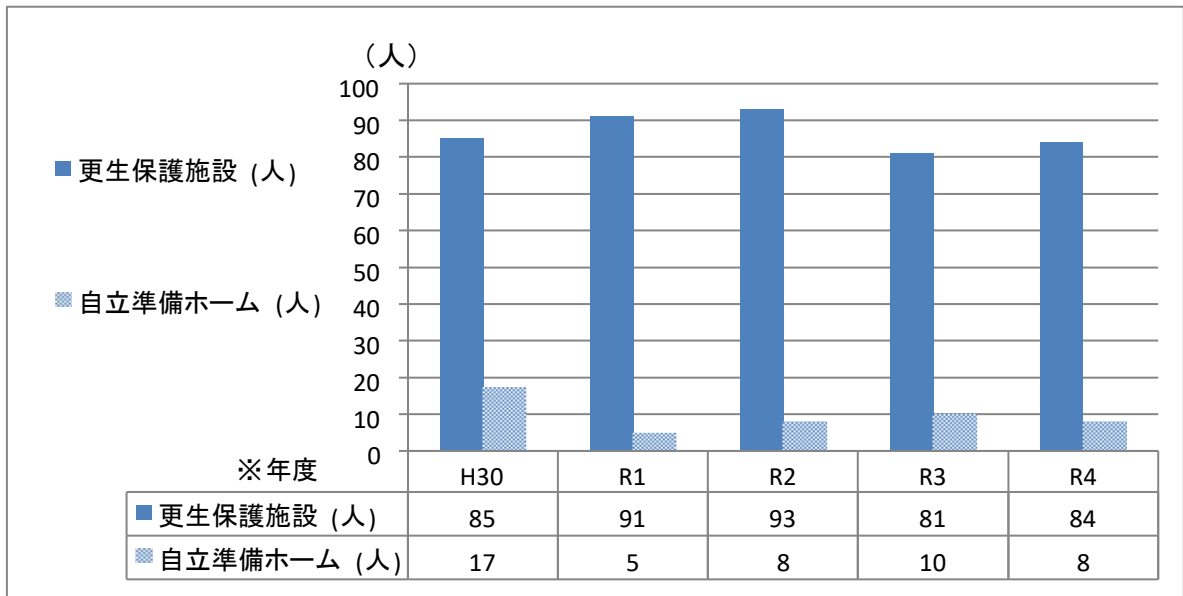
これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっていることから、帰住先の未確保が再犯リスクとなっているため、犯罪をした者等の住居を確保するための支援に取り組みます。

【和歌山刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】



※和歌山刑務所は女子刑務所であるため、比較対象として、刑務所出所時に帰住先（データ提供：法務省）がない者の割合（全国・女性）を記載しています。

【和歌山県の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】



(データ提供：法務省)

【具体的施策】

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援
 - ・ 特別な事情を有するため民間賃貸住宅への入居が制限されるなどの居住先を確保することが難しい住宅確保配慮者※¹に対する居住支援策等に取り組みます。

(建設課)

- 生活困窮者に対する相談支援等
 - ・ 経済的困窮のため、最低限度の生活を維持することができない者に対し、家賃などの住居に要する費用（生活保護（住宅扶助））の援助を図ります。

(福祉課)

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

《現状と課題》

法務省によると、高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っているとのこと。

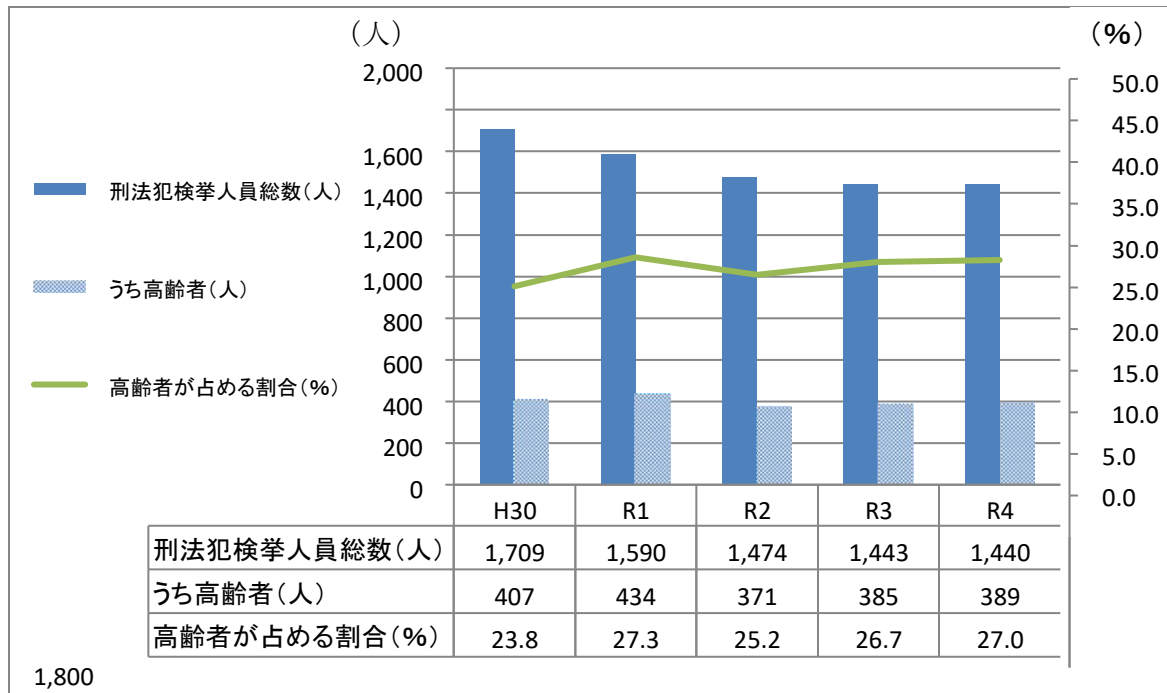
知的障害のある受刑者についても、一般的に再犯に至るまでの期間が短いとされていることから、高齢者や障害のある者への支援が重要となります。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）や起訴猶予者等についても身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきました。

しかしながら、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題があります。

自立した生活が困難な高齢者や障害がある者等社会的に孤立しやすい者に対する福祉的支援は、専門的な知識や経験が必要で、関係機関・団体相互の連携により切れ目なく行う必要があります。

【和歌山県警が検挙した刑法犯検挙人員中の高齢者（65 歳以上）の推移】



(データ提供：和歌山県警察)

《具体的施策》

○ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援

- ・ 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口とし、判断能力に不安のある高齢者や障害者等を対象に、本人と市町村社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等、地域において自立した生活を送れるよう支援します。

(福祉課)

- ・ 認知症の家族や当事者の方の悩みや課題に対して相談を受け付ける専用相談窓口を設置し支援します。

(長寿課)

(2) 薬物依存を有する者への支援

《現状と課題》

法務省によると、令和4年の覚せい剤取締法違反による検挙者は、約 6,000 人であり、新たに刑務所に入所する者の罪名の約 22.6%が覚せい剤取締法違反となっています。

国においては、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が息の長い支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していくこととしています。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。

また、大麻事犯の検挙人員は全国的に増加傾向にあり、和歌山県では、令和4年の大麻事犯検挙者 80 人中、30 歳未満の者が 62 名（77.5%）を占めるなど、若年層を中心とした大麻の乱用は拡大しているなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、司法関係機関や保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携を図り、薬物依存からの回復のため継続的に支援していく必要があります。

また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要があります。

【和歌山県の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合】

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
薬物事犯保護観察対象者の数 (人)	86	96	98	111	99
うち保健医療機関等による治療・ 支援を受けた者の数 (人)	0	0	0	0	4
保健医療機関等による治療・支援 を受けた者の割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%

(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 薬物依存に関する相談体制の充実及び広報・啓発

- ・ 警察署と連携し、各種広報媒体（インターネット、ラジオ等）を利用して薬物の乱用防止のための広報を実施します。

薬物事件で検挙されて勾留中の者に対し、薬物再乱用防止に関する知識、支援関係機関、相談窓口等の教示、資料の閲覧、交付等を実施します。

（白浜警察署、総務課）

3 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施

《現状と課題》

未成年者が非行に至る過程で学業に価値を見出せず進学を断念したり、中退する者が少なからずいることから、非行少年の立ち直り支援及び学校への就学支援が重要です。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援のほか、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司や BBS 会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約 7 割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

また、過去に警察で関わりをもった少年の中には、少年を取り巻く環境や少年自身の問題等の様々な要因で、疎外感や孤独感を抱き、再非行に走る者が数多く存在しており、居場所づくりを通じた立ち直り支援についても重要となっています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また、円滑な社会復帰のためには、進学・復学のための支援、情報提供等を継続していく必要があります。

【再犯時に和歌山県に居住していた令和 4 年中の新受刑者のうち、高等学校に進学していない者の割合】

	受刑者数	高等学校未進学者	未進学率
和歌山県	53 人	20 人	37.7%
全 国	8,180 人	3,310 人	40.5%

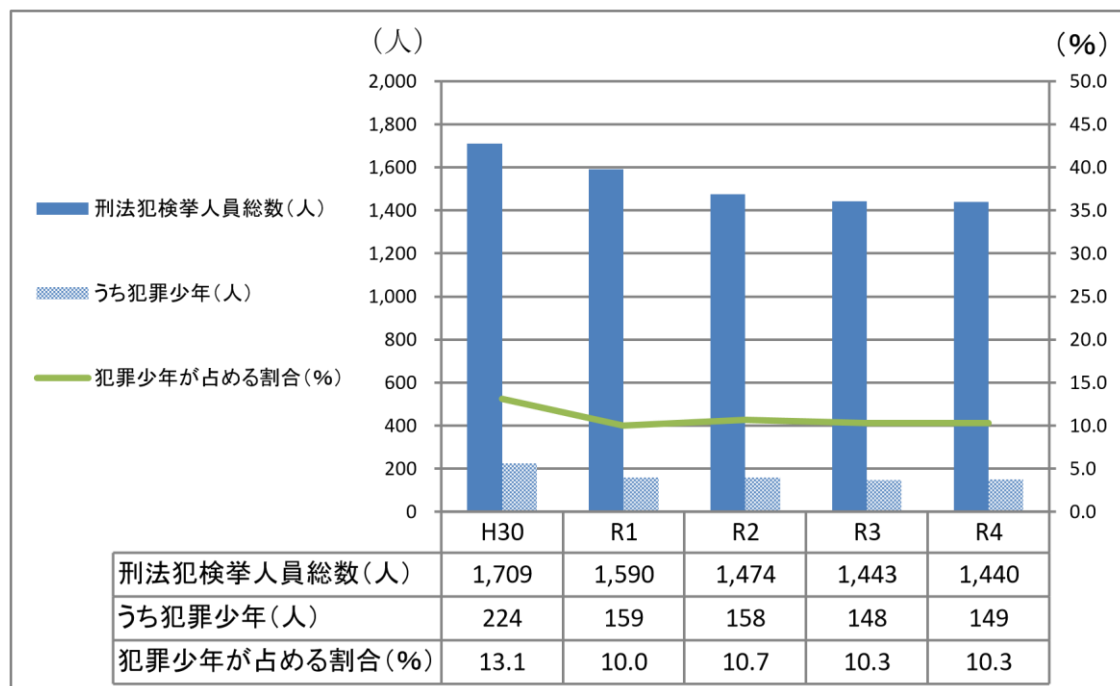
(データ提供：法務省)

【再犯時に和歌山県に居住していた令和 4 年中の新受刑者のうち、高等学校中退者の割合】

	受刑者数	高等学校中退者	中退率
和歌山県	53 人	11 人	20.8%
全 国	8,180 人	2,179 人	26.6%

(データ提供：法務省)

【和歌山県警が検挙した刑法犯検挙人員中の犯罪少年の推移】



(データ提供：和歌山県警察)

《具体的施策》

○ 児童生徒の非行の未然防止等

- ・ 7月、8月、12月の第2、第4金曜日の夜間に、朝来駅前周辺の町内会で組織された朝来駅前防犯パトロール隊とともに啓発活動や夜間特別街頭指導を実施します。

(総務課)

- ・ 児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止、安全確保に関し、学校と警察が連携・協力することによって、児童生徒の健全育成を図ります。

(教育委員会事務局、総務課)

4 広報・啓発活動等の推進

《現状と課題》

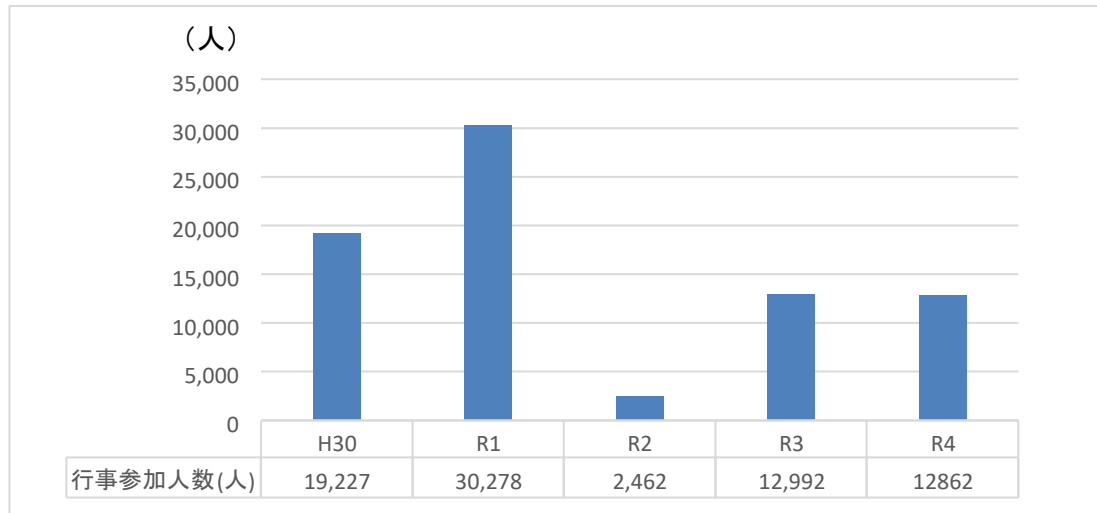
犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すとともに、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域社会の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、これまでも、全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動等を実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても放っておくことができないこととして国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があることから広報啓発活動の強化が必要です。

また、犯罪をした者等は、社会の根強い偏見や差別意識のため、住宅の確保や就職等基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人の真摯な更生意欲だけでは、その社会復帰は厳しい状況にあります。こうした人々に対する偏見等をなくすため、関係機関と連携・協力しながら啓発活動を強化していくことも必要です。

【和歌山県の“社会を明るくする運動”行事参加人数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 「社会を明るくする運動」等における啓発活動の推進

- ・ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」のほか、「再犯防止啓発月間（7月）」を通じて、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

(総務課)

- ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）、社会を明るくする運動強調月間（7月）において、青少年の健全育成のための広報啓発を実施します。

(教育委員会事務局)

第5章 資料等

1 用語解説

【あ行】

入口支援

起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者に限る。）のうち、高齢、身体障害、知的障害又は精神障害等により、円滑な社会復帰を図るために福祉的支援（医療的支援を含む。）を必要とする者について、弁護士、福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等が連携し、検察官が身柄を釈放する際などに福祉サービスに橋渡しするなどの取組

【か行】

科料

軽微な犯罪に科する財産刑の一つ。金額の点で罰金とは区別される。

矯正施設

犯罪をした者及び非行少年を収容する施設の総称。刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所

協力雇用主

犯罪をした者等が自立し、社会復帰ができるように犯罪をした者等を雇用する民間の企業

刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘留所の施設の総称

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び犯罪に至ることがないように、社会復帰等ができるように援助又は支援すること。保護司等のボランティアや関係機関と連携しながら推進していく。

更生緊急保護

刑事上の手続きや保護処分による拘束が解かれた人が、親族からの援助や公共機関等の保護が受けられない場合、又はそれだけでは改善更生ができないと認められた場合、本人の申し出によって行われる緊急的な援助や保護

更生保護施設

住居がない、頼るべき人がいない、本人に社会生活上に問題がある等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を一定期間保護し、自立に向けて準備できるような生活基盤を提供する施設

【さ行】

再入者

出所した後も罪を犯す等をして、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者

執行猶予

刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予する猶予期間を与え、その期間を無事に経過したときは、刑の言い渡しの効力を失わせる制度

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。毎年7月を強調月間としている。

自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。職員が生活指導等に当たる。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有する矯正施設退所予定者等が、社会内で、円滑に福祉サービスを受けることができるように保護観察所等の関係機関と連携・協力して支援する機関

出口支援

高齢であつたり、障害を有していたりする刑務所出所者等に対して、必要な福祉サービスを受けることができるように地域生活定着支援センター等が関係機関と協働して行う支援

【は行】

非行少年

少年法の中での、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称

BBS会

非行のある少年や悩みを持つこどもたちに、兄や姉のような身近な存在としての立場で接することで、その立ち直りや成長を支援し、犯罪や非行のない社会を目指して活動を行う青年のボランティア団体

保護観察

執行猶予者や仮出所者を施設に収容することなく、指導監督・補導援助により自発的な更生を図ることを目的とした制度

保護司

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪者の改善・更生を助けるボランティア。1950年制定の保護司法で規定されている。

2 再犯の防止等の推進に関する法律

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設

（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

- 第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

- 第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

- 第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。
- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- （2） 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項
- （3） 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- （4） 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- （5） その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。